

# 【寒川総合体育館運営管理経費】

## ○評価結果

事業の現状・課題	<p>◇事務の執行については、概ね良好である。また、平成24年度以降の指定管理者に係る選定(選定は、平成23年度に実施)から公募方式を採用したことにより、予算の縮減が図られている。</p> <p>◇15年を経過する施設であり、老朽化も懸念されるが、その営繕計画については現在策定作業中である。</p> <p>◇施設利用料については、原則、指定管理者の収入となるが、一定の割合を超えた場合には町と協議の上、町民へ間接的に還元される仕組みとなっている。</p> <p>◇幅広い年齢層に利用されていない、利用団体が固定化されている等の懸念がある。</p>	
	事業の方向性	現行
評価結果	<p>◇利用者の安全確保のため、施設の維持管理は重要であり、そのためには現在策定作業中であるという営繕計画の早期策定に努力されたい。また、策定にあたっては、書類調査・報告のみではなく、現地調査等の積極的な関与が必要である。</p> <p>◇利用団体の多様化及び利用率の向上は、町歳入の増額にもつながることから、運営に関して指定管理者任せではなく、町の積極的な関与が必要である。指定管理者が行う自主事業の計画確認や現地確認など、指定管理者との連携を密にすることが必要である。また、指定管理者の適正な業務遂行に関し、指定管理者の自主評価のみではなく、町が適切なモニタリングを実施することが必要である。</p>	
	予算額	現行
<p>(計画的に修繕を行うことにより、修繕に掛かる総予算の抑制を図られたい。)</p>		

# 概要説明書

事務事業・事務経費名	寒川総合体育館運営管理経費	体系コード	
主管課等	都市計画課公園みどり担当		

(単位:千円)

実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施			
	<input type="checkbox"/> 委託業務 (委託先: )			
	<input type="checkbox"/> 補助金 【 <input type="checkbox"/> 直接 <input type="checkbox"/> 間接 】 (補助先: 実施主体: )			
	<input checked="" type="checkbox"/> その他 (指定管理制度 )			
主な事務の内容とその額	事務	詳細内容	平成23年度 決算見込額	平成24年度 予算額
	寒川総合体育館管理運営業務	寒川総合体育館指定管理に関すること。	104,982	99,000
		年度協定締結の事務	—	—
		施設維持管理協議事務	—	—
		指定管理者より提出される日報、月報の確認事務	—	—
		月例モニタリング事務	—	—
		臨時モニタリング事務	—	—
	寒川総合体育館修繕事務	寒川総合体育館施設修繕に関すること。	4,955	2,005
		スポーツサウナ設備修繕執行伺い事務	—	—
		スポーツサウナ設備修繕業者選定事務	—	—
		スポーツサウナ設備修繕見積もり依頼事務	—	—
		スポーツサウナ設備修繕契約締結事務	—	—
		スポーツサウナ設備修繕 1,995,000円	1,955	—
		スポーツサウナ設備修繕完成確認事務	—	—
		スポーツサウナ設備修繕費支出事務	—	—
		ロビー等タイル貼り替え修繕執行伺い事務	—	—
		ロビー等タイル貼り替え修繕業者選定事務	—	—
		ロビー等タイル貼り替え修繕見積もり依頼事務	—	—
		ロビー等タイル貼り替え修繕契約締結事務	—	—
		ロビー等タイル貼り替え修繕 2,960,000円	2,960	—
	ロビー等タイル貼り替え修繕完成確認事務	—	—	
	ロビー等タイル貼り替え修繕費支出事務	—	—	
寒川総合体育館建物災害共済事業	寒川総合体育館建物災害共済に関すること			
	建物災害共済分担金支出事務	—	—	
	建物災害共済分担金 682,536円	683	683	

## 概要説明書

	事業費・経費 計	(a)	110,580	101,688
	平成23年度人件費相当額（算出根拠については、事務事業評価シートを参照）	(b)	445	/
	本事業・経費に係る費用の計	(a)+(b)	111,025	/
事業等の必要性 (事業規模の縮小や休廃止した際の影響等)	寒川総合体育館は、健康維持・増進及び豊かな人生を楽しむことが出来る社会の実現を目標に施設の適切な、管理運営を行う為必要な経費である。 修繕費用については、建築から15年を経過し、大規模な修繕の前に、施設の延命化をはかる為に必要な経費である。 建物災害保険についても、施設に何かあった場合に、保険を適用し、修繕が可能になることから、必要な経費である。			

町における 類似事業	体育施設(町営プール)の指定管理
比較参考値 (他自治体の状況・ベンチマーク等)	他の自治体でも、指定管理を導入しているが、公園内の体育施設のみを指定管理している事例がない為、比較が難しい状況である。
24年度の状況 と今後の方針	4月より新たな指定管理者になり、指定管理料は4半期ごとに支出を予定しています。 寒川総合体育館施設修繕料は防火ダンパー(消防関係設備)の修繕(850,500円)及びスポーツサウナ室内配管修繕(1,155,000円)を実施した。 寒川総合体育館建物災害共済は、第3四半期で支出を予定しています。(682,536円)
特記事項 (事業の沿革等)	指定管理者が、平成23年度で終了するのに伴い、平成24年度から5年間の指定管理者を各社より、提出された資料の及びプレゼンテーションを実施し検討委員会で評点をつけ、総合判断を行った結果、(株)三幸・グランデリア共同体に選定し、12月議会で議決を受け4月より、新規の指定管理者に変更になった。

## 《ヒアリング・協議の概要》

◇事前に委員から提示されていた「ヒアリング時に確認したい事項等」に対する主管課等の回答は、90～95 ページのとおり。

(委員) 管理運営費用についての平成 17 年度と平成 23 年度の比較(90 ページ中段)では、修繕費と保険に係る費用も含まれているのか？

(担当) 修繕費も保険料もすべて含んだ金額で対比している。

(委員) 体育館は子どもも利用する施設である。築後 15 年を経過していれば、老朽化も懸念される。営繕計画を作成中とのことだが、施設の安全については、十分に留意してもらいたい。

(主管課長) 町の財政状況により、単年度で大きく改修を行うことは難しい面もあるため、計画を立て、経費を平準化していきたい。また、町民の方の利用の支障にもならないように実施していきたい。

(委員) 指定管理者制度を採用しているとは言え、管理者の執行状況を監督するなど、町も積極的に関わるべきだと考えるがいかがか？

(担当) 指定管理者の考え方や運営方法などの面で、町施設として問題が生じないように、常日頃からコミュニケーションを密にし、より良い施設運営を図っているところである。

(委員長) 指定管理者の自主事業について、町から何か制限はあるのか？(例：利用者を増やすための事業を年に数回開催すること、など。)

(担当) そのような決めごとは無い。町民利用が一番の目的であるので、空き部分で教室や講座などの自主事業を行うという形である。

(主管課長) 補足すると、自主事業を実施する場合には、計画書を町に提出してもらい、実施内容と参加料を審査している。特に参加料については町施設ということで、法外な額の設定は好ましくないため、内容を審査し、許可を出しているところである。なお、その参加料については、指定管理者の収入となる。

(委員) サウナ・トレーニングルームの利用者や各部屋の利用については、町内・町外の別で、内訳を把握しているか？

(担当) 団体での利用については、団体登録による管理となっているため把握できていないが、個人利用については 8～9 割が町内の方である。また、町外の方の個人利用に関しては、平成 22 年度から 2 市 1 町(茅ヶ崎・藤沢)で相互利用に関する協定を結んでいる。団体の利用については、当初から町外の団体も利用できる形になっている。

(委員長) 利用料については、町内と町外で区別があるのか？また、料金設定は他自治体と比較した場合はどうか？

(主管課長) 料金に町内と町外の区別は無い。また、料金設定については、寒川町都市公園条例に基づいて行っており、近隣の他自治体と大差はない。

(委員長) 町民の税金が投入されているのだから、町内・町外の別により、利用料金に差を持たせても良いのではないか。また、公共施設にしては料金設定が高いようにも感じる。施設の利用料金は指定管理者の収入となるのか？

(担当) 利用料金に係る収入については、平成 23 年度までは掛かった経費を差し引いた上で町に戻すという契約になっていた。平成 24 年度からは原則指定管理者の収入となるが、ある一定の収入を上回った場合は、町民への還元を条件とした契約になっている。

(副委員長) 体育館の指定管理に関し、町の平成 23 年度決算見込額は約 1 億 1000 万円となっているが、指定管理者の総収入額と町に戻る額はどのようになっているのか？

(主管課長) 指定管理者の収入としては、主なところで指定管理料が約 1 億 1,000 万円と利用料の総額で約 3,700 万円である。総収入額は 1 億 4,765 万 9,029 円となっており、これ

に対する総支出額は1億4,264万448円で、差し引いた額の501万8,581円が町に戻る額となる。

(副委員長) 町からの支出額という観点のみではなく、総合体育館は1億4,200万円もの費用を掛けて運営しているということを町民に理解いただいた上で、受益者負担も視野に入れた料金設定を検討すべきであろう。また、これだけの費用が掛かっているのだから、特定層だけではなく、多くの方が利用でき、かつ、喜ばれる施設運営をお願いしたい。

(委員長) 収入がある一定を上回った場合の町民への還元とは、具体的にどういうことか？

(主管課長) 平成24年度からの5年間の指定管理については、利用料金収入が収支計画書における当該収入の目標額を超えた場合、その30%相当額を、町と指定管理者の協議の上、翌年度の利用者のサービスに関わる費用等に充当するという契約になっている。例えば、自主事業の教室や講座などの参加料を引き下げるといった対応が考えられる。

(委員長) 収入のみでは運営できず、税金が投入されて成り立っている施設であるのだから、利用者ではなく、町に還元してもらおうということもできるのでは？

(主管課長) 様々な自主事業の展開など、指定管理者の努力により利用者が増えることで収入が増となる。経営者の立場からすれば、その全てを自己の収入にしたいところであろうが、町施設という点から利用者である町民に利益の還元をしてもらいたいという仕組みになっている。

(委員長) 町としての総合体育館利用者の目標値を設けて、指定管理者に目標達成を依頼するというような取り組みはあるか？

(主管課長) そのようなことは行っていない。基本的には指定管理者の経営努力だと考えている。

(委員長) 利用人数を増やすということのみであれば、民間の得意分野であり、指定管理者の経営努力に任せることも方策の一つだとは思うが、税金が投入された町施設であるのだから、特定層のみではなく、公平に広く町民に利用してもらおうという取り組みも求められるのでは。そのためには、町の積極的な関与が必要であると考えますが、いかがか？

(主管課長) ご指摘のとおりで、そのための方策として、例えば初心者を対象とした町の主催事業を無料で実施しており、このことが体育館利用者の裾野を広げることに繋がっていると考えている。

(委員長) 町事業の割合はどのくらいか？また、町事業については施設利用料は免除か？

(主管課長) 利用料は免除である。また、町事業の割合については、今手元に資料が無いため、後日回答する。

〔後日回答〕平成23年度：全体利用件数 5,155件

町主催事業 82件 (1.6%)

町主催事業の内訳：高齢者健康トレーニング・子どもまつり・スポーツ教室・レクリエーションフェスティバル等

委員	設問	回答
石田委員	指定管理者の業務について町はどのようにモニタリングを行っているのか	月例モニタリングは、月報を指定管理者より報告を受け、管理業務状況、使用許可状況、利用料金収支状況の書類調査を行っています。
	指定管理者の業務契約内容を具体的に教えてほしい。	寒川総合体育館の管理に関する基本協定書第7条及び仕様書6業務内容による。 (別紙基本協定書及び仕様書の写し参照)
	利用者数、開催教室などの経年比較を示してほしい。	別紙比較表参照
	利用者満足度調査は行っているか。	行っている
	利用者団体の代表者等による利用者協議会のようなものはあるか。	利用者団体の代表者による協議会はありませんが、指定管理者である(株)さむかわ公共サービスが管理運営する公共施設の運営(体育館、町営プール)について運営委員会が設置をされており、町民の代表等がその委員会の構成員になっております。
生田委員	従来の管理運営費用と比較して23年度はいくら縮減されたましたか。	平成17年度 委託による体育館運営管理経費160,176,088円 平成23年度 指定管理による体育館運営管理経費110,618,955円 縮減費 49,557,133円
	指定管理者が営繕計画を立案し実施することになるが町はいかに検証、決裁するのか手続きを教えてください。	営繕計画に関しては、町で作成しています。現在、体育館は、築15年を経過している為、指定管理者より、建物及び機器類の状況を把握してもらい、営繕計画の変更計画を策定中です。
	5年間の業者変更はできないのですか。	基本協定で期間が指定をされている為、業者変更は出来ませんが、基本協定第41条により、指定の取り消しをすることも可能です。



## 寒川総合体育館の管理に関する基本協定書

寒川町（以下「甲」という。）と株式会社さむかわ公共サービス（以下「乙」という。）とは、次のとおり寒川総合体育館（以下「本施設」という。）の管理に係る基本協定（以下「本協定」という。）を締結する。

～略～

（管理業務の内容）

第7条 本協定の定めるところに従って乙が管理を行う業務は、次の各号のとおりとする。

- (1) 本施設の維持管理に関する業務
- (2) 本施設の使用の許可に関する業務
- (3) 利用料金徴収に係る業務
- (4) その他町長が特に必要と認める業務

2 前項各号に掲げる業務の細目及び乙が管理業務を実施するに当たって満たさなければならない条件は、仕様書に定める。

（甲が行う業務の範囲）

第8条 本協定の定めるところにより甲が行う業務は、次のとおりとし、甲が自らの責任と費用において実施するものとする。

- (1) 都市公園法（昭和31年法律第79号）第5条及び第6条の規定に基づく許可
- (2) 本施設の修繕業務（1件当たり50万円以上のものに限る。）

（管理業務の内容及び仕様書の変更）

第9条 甲又は乙は、必要と認める場合には、相手方に対する通知をもって、第7条の規定により定めた管理業務の内容及び同条第2項に定めた仕様書の変更を求めることができる。

2 甲及び乙は、前項の通知を受けた場合は、協議に応じなければならない。

（事業計画等）

第10条 乙は、第7条の管理業務を行うに当たっては、各年度において次に掲げる計画を策定しなければならない。

- (1) 事業計画
- (2) 人員配置計画
- (3) 収支計画

2 乙は、前項に規定する計画を甲が求める日までに甲に提出しなければならない。この場合において、甲乙は協議の上、当該計画に基づき年度協定書を定めるものとする。

3 甲及び乙は、第1項各号のいずれかの計画を変更しようとするときは、甲乙協議の上、変更するものとする。

### 第3章 管理業務の実施

（法令等の遵守）

第11条 乙は、本施設の管理業務を行うに当たり、関係法令その他行政機関が定める計画、指針、要綱、通知等を遵守するとともに善良な管理者の注意をもって誠実かつ公正に履行しなければならない。

## 寒川総合体育館指定管理者仕様書

寒川総合体育館の指定管理者が行う業務の内容及びその範囲等は、この仕様書による。

### 1 趣旨

本仕様書は、寒川総合体育館の管理の内容及び履行方法について定めることを目的とする。

### 2 施設の概要

- |          |                          |
|----------|--------------------------|
| (1) 名称   | 寒川総合体育館                  |
| (2) 所在地  | 寒川町宮山275                 |
| (3) 施設規模 | 鉄筋コンクリート造 地上4階地下1階       |
| 開館       | 平成10年8月1日                |
| 構造       | 鉄筋コンクリート造 地上4階地下1階       |
| 建築面積     | 5,260.30 m <sup>2</sup>  |
| 延床面積     | 10,025.75 m <sup>2</sup> |
| 地階       | 635.06 m <sup>2</sup>    |
| 1階       | 5,007.81 m <sup>2</sup>  |
| 2階       | 1,953.57 m <sup>2</sup>  |
| 3階       | 1,417.68 m <sup>2</sup>  |
| 4階       | 921.41 m <sup>2</sup>    |
| 屋階       | 27.72 m <sup>2</sup>     |
| 附属棟      | 62.50 m <sup>2</sup>     |

### (4) 施設内容

- |    |                                 |
|----|---------------------------------|
| 地階 | 給湯機械室・電気室・熱源機械室・倉庫              |
| 1階 | メインアリーナ・サブアリーナ・多目的室・ロビー・事務室・応接室 |
| 2階 | トレーニングルーム・観覧席                   |
| 3階 | 武道場・喫茶室・会議室                     |
| 4階 | 弓道場・スポーツサウナ                     |

### 3 開館時間

午前9時から午後9時まで（スポーツサウナは、午前11時から午後9時まで、喫茶室は寒川総合体育館喫茶室管理許可条件による）。ただし、町長が管理上又は公益上必要と認めるときは、変更することができる。



#### 4 開館日

1月2日から12月30日まで。ただし、次に掲げる日を除く。

- (1) 月曜日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときは除く。)
- (2) 休日の翌日(1月2日、日曜日又は休日に当たるときは除く。)

#### 5 指定期間

平成21年4月1日から平成24年3月31日まで(3年間)

#### 6 業務内容

##### (1) 維持管理に関する業務

ア 施設運営に関すること。

(ア) トレーニングルーム運営業務に関すること。

(イ) スポーツサウナ受付業務に関すること。

(ウ) 設備保守運転業務及び設備定期点検業務に関すること。

(エ) 施設及び周辺の円滑な管理に関すること。

(オ) 駐車場門扉の開閉に関すること。

イ 施設の備品の保守管理業務に関すること。

(ア) 施設の備品の管理に関すること。

(イ) 施設の備品の保守に関すること。

(ウ) 使用区分内で器具の据え付けから撤去後片付けまですること。

ウ 施設内において利用者に不快な思いをさせないよう心がけること。

##### (2) 使用の許可に関する業務

ア 利用者登録事務に関すること。

イ 施設予約事務に関すること。

ウ 施設利用の抽選処理に関すること。

エ 施設使用許可書の発行に関すること。

オ 利用者の受け入れに関すること。

(ア) 利用者の受け入れ業務と監督指導に関すること。

(イ) 館内の一般放送に関すること。

##### (3) 利用料金徴収に係る業務

ア 領収書の発行に関すること。

イ 施設利用料の徴収に関すること。

ウ 免除申請に関すること。

##### (4) 利用者の安全管理に関すること。

ア 利用者の安全確保に関すること。

イ 館内の非常放送に関すること。

ウ 災害等非常時における利用者の誘導等安全に関すること。

エ 利用者の急病等発生時における応急措置及び医療機関への移送に関すること。

- (5) 施設使用状況等の集計事務に関すること。
- (6) 施設の計画的、効率的利用に関すること。
- (7) 諸監督官庁との検査の立合い及び講習会等への参加に関すること。
  - ア 諸監督官庁との検査の立合いに関すること。
  - イ 体育施設管理運営等の講習会等への参加に関すること。

## 7 業務実施方法等

### (1) 実施方法

寒川町職員の指導、助言に基づいて、本仕様書記載の業務を次の方法でかつ誠実に実施すること。

ア 施設には、責任者及びその他社員並びに臨時従業員を管理・運営する上で、支障のない人数を配置すること。

イ 責任者は、施設の管理運営業務を統括すること。

ウ その他社員等は、責任者の命を受け、施設管理、運営、窓口、その他の業務を行うこと。

### (2) 目的外使用許可

施設を設置目的以外の目的に使用する必要が生じた場合は、寒川町と協議の上、所定の手続を経なければ使用することができない。

利用比較表

年度	教室数 (自主事業)	教室 参加者	団体 利用数	団体利用 人数	個人利用 人数	全体利用 人数
平成23年度	28件	3,320人	5,155件	161,177人	52,128人	213,305人
平成22年度	23件	2,136人	5,345件	161,825人	49,364人	211,189人
平成21年度	12件	1,147人	5,043件	174,054人	52,591人	226,645人